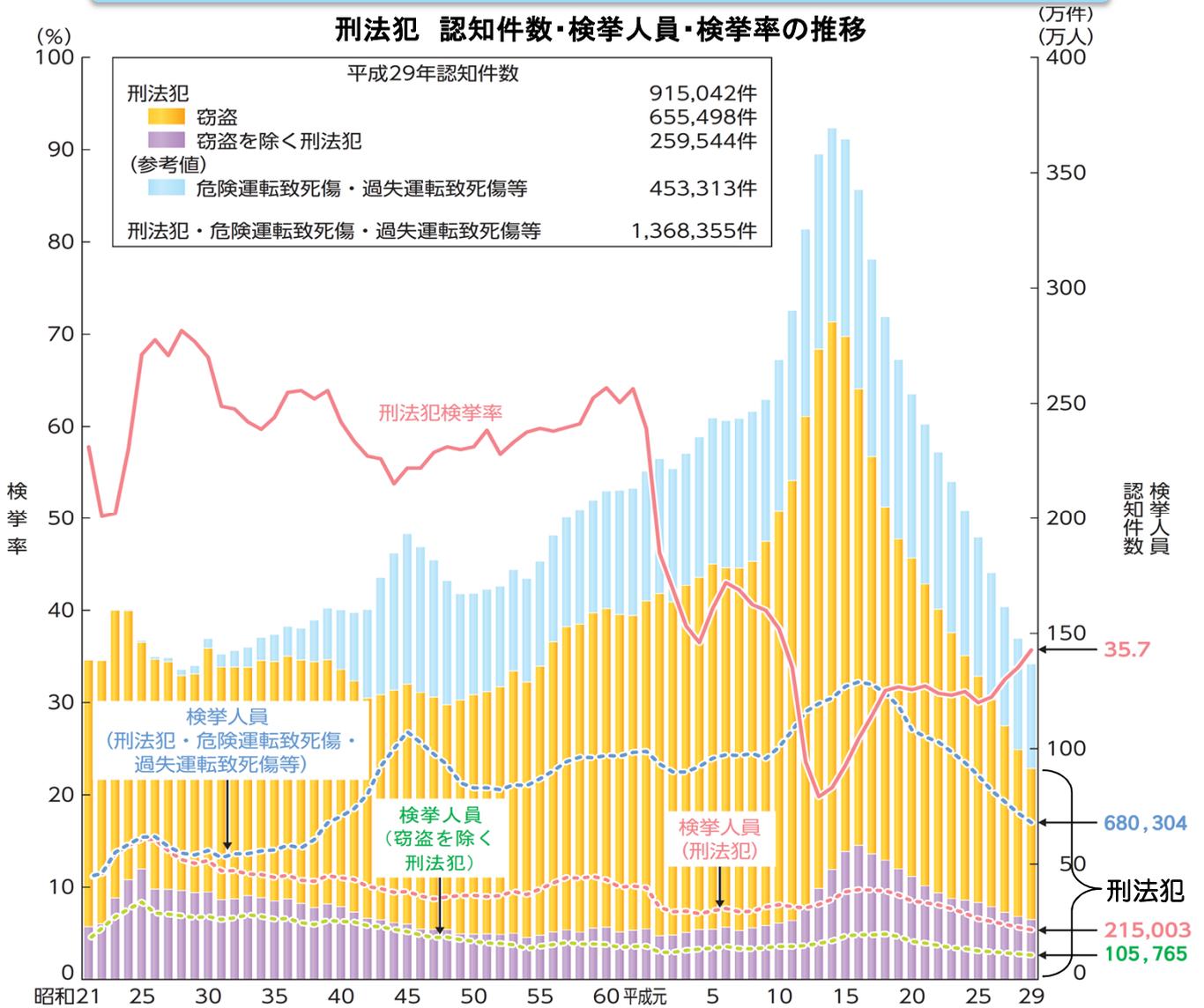


平成30年版 犯罪白書の概要

刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



刑法犯の動向

刑法犯の認知件数は、平成14年（戦後最多）をピークに15年連続で減少
平成29年（前年比8.1%減）は戦後最少を更新（平成14年の約3分の1）

窃盗 平成15年から大幅に減少し、平成29年（前年比9.4%減）は戦後最少を更新
刑法犯認知件数の**7割以上**を占める

詐欺 認知件数 4万2,571件（前年比**3.9%増**） / **平成24年以降増加傾向**
特殊詐欺 認知件数 1万8,212件（前年比**28.7%増**）
被害総額 約 335億円（前年比14.0%減）

傷害・暴行 傷害の認知件数 2万3,286件（前年比4.4%減） / 平成20年以降は**2万件台で推移**
暴行の認知件数 3万1,013件（前年比2.5%減） / 平成18年以降は**高止まり**

性犯罪

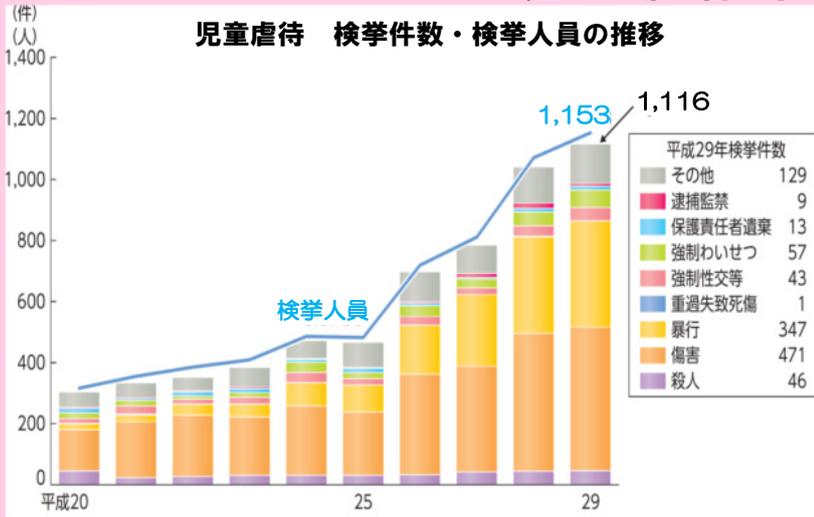
強制性交等 認知件数 1,109件（前年（強姦）比 **12.1%増**） うち男性が被害者 15件
平成16年以降減少傾向にあったが29年は増加

強制わいせつ 認知件数 5,809件（前年比6.1%減） うち男性が被害者 200件
平成22年から増加傾向にあったが26年から減少

監護者性交等（平成29年新設） 認知件数 16件

監護者わいせつ（平成29年新設） 認知件数 18件

児童虐待等



児童虐待検挙件数 1,116件
 平成26年から4年連続で増加
 平成20年の約3.7倍
 傷害(471件)・暴行(347件)
 で全体の約4分の3

児童買春・児童ポルノ禁止法違反
 の検察庁新規受理人員 3,074人
 平成21年から増加傾向

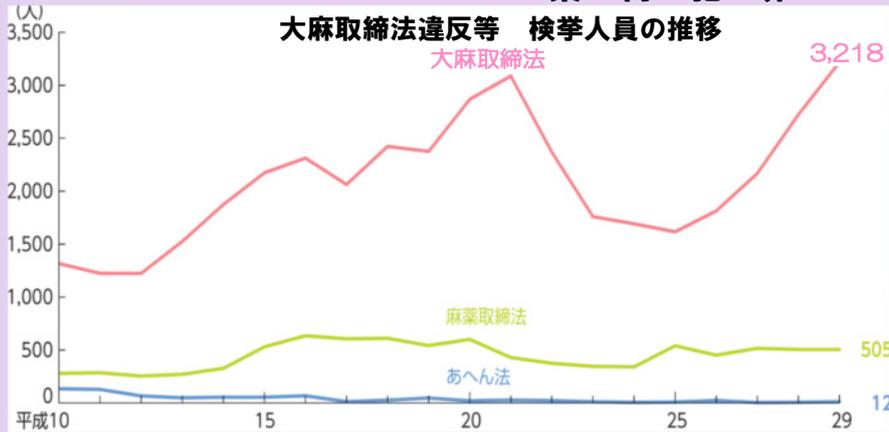
配偶者間暴力

配偶者間事案 検挙件数 7,738件 平成20年の約2.7倍 暴行(4,225件)・傷害(2,682件)で全体の約9割

ストーカー犯罪

ストーカー規制法 検挙件数 926件 増加傾向 (平成23年の約4.5倍) 警告件数 3,265件 (前年比297件減)
 禁止命令等 662件 (前年比489件増) →平成29年6月から警告前置の廃止等
 他法令 検挙件数 1,699件 高止まり (平成23年の約2.2倍)

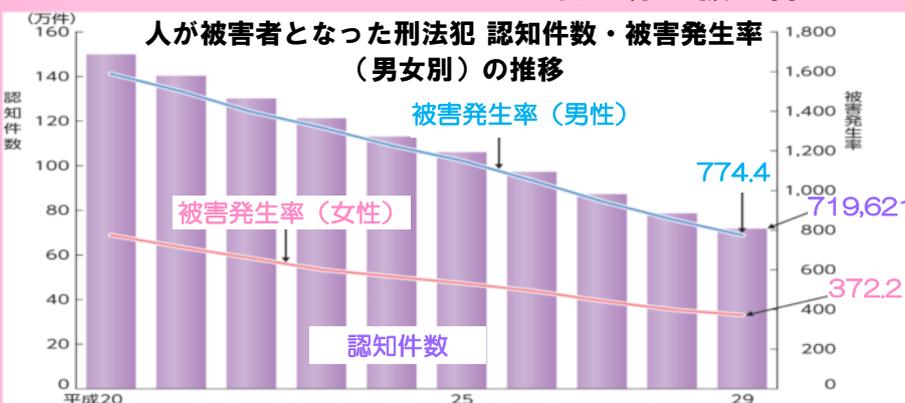
薬物犯罪



覚せい剤取締法
 検挙人員 1万284人
 (毎年1万人超で推移)
 押収量 1136.6kg
 (前年の約4分の3)

大麻取締法
 検挙人員 3,218人
 (前年比約2割増)
 押収量 270.5kg
 (前年比約7割増)
 ※乾燥大麻に限る

犯罪被害



認知件数
 平成20年の2分の1以下

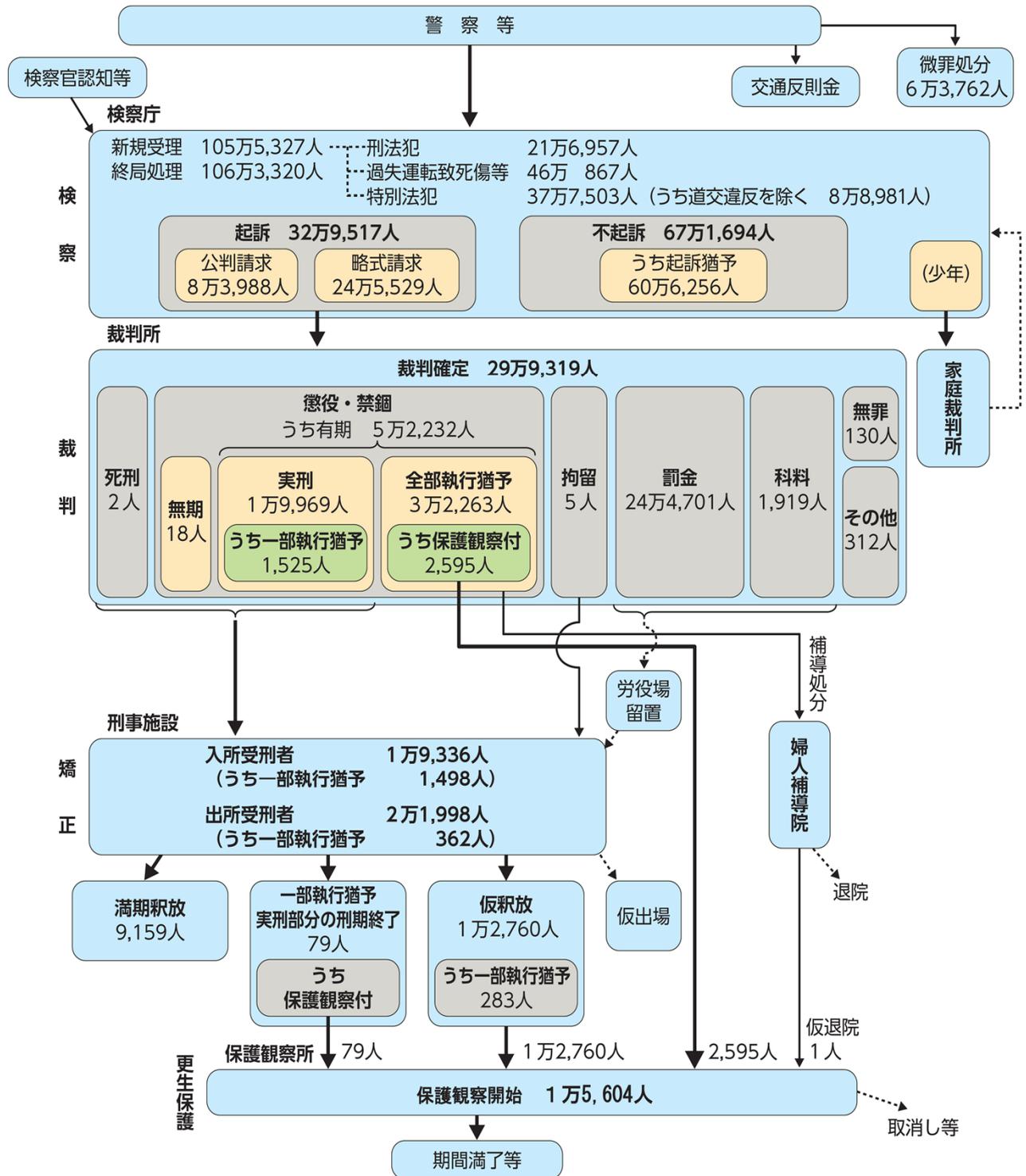
被害発生率
 (人口10万人当たりの認知
 件数)
 平成20年の2分の1以下

被害者等・証人に配慮した制度の実施状況の推移

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオ	付添い				
25年	1,171	572	1,792	278	116	4,093	29	312	1,463
26	1,147	495	1,661	299	112	3,978	20	264	1,558
27	1,200	615	1,563	290	141	3,822	17	307	1,461
28	1,181	616	1,623	303	128	3,976	23	306	1,486
29	1,072	526	1,105	225	78	3,351	26	295	1,254

犯罪者処遇の概要

(平成29年)



〔裁判〕

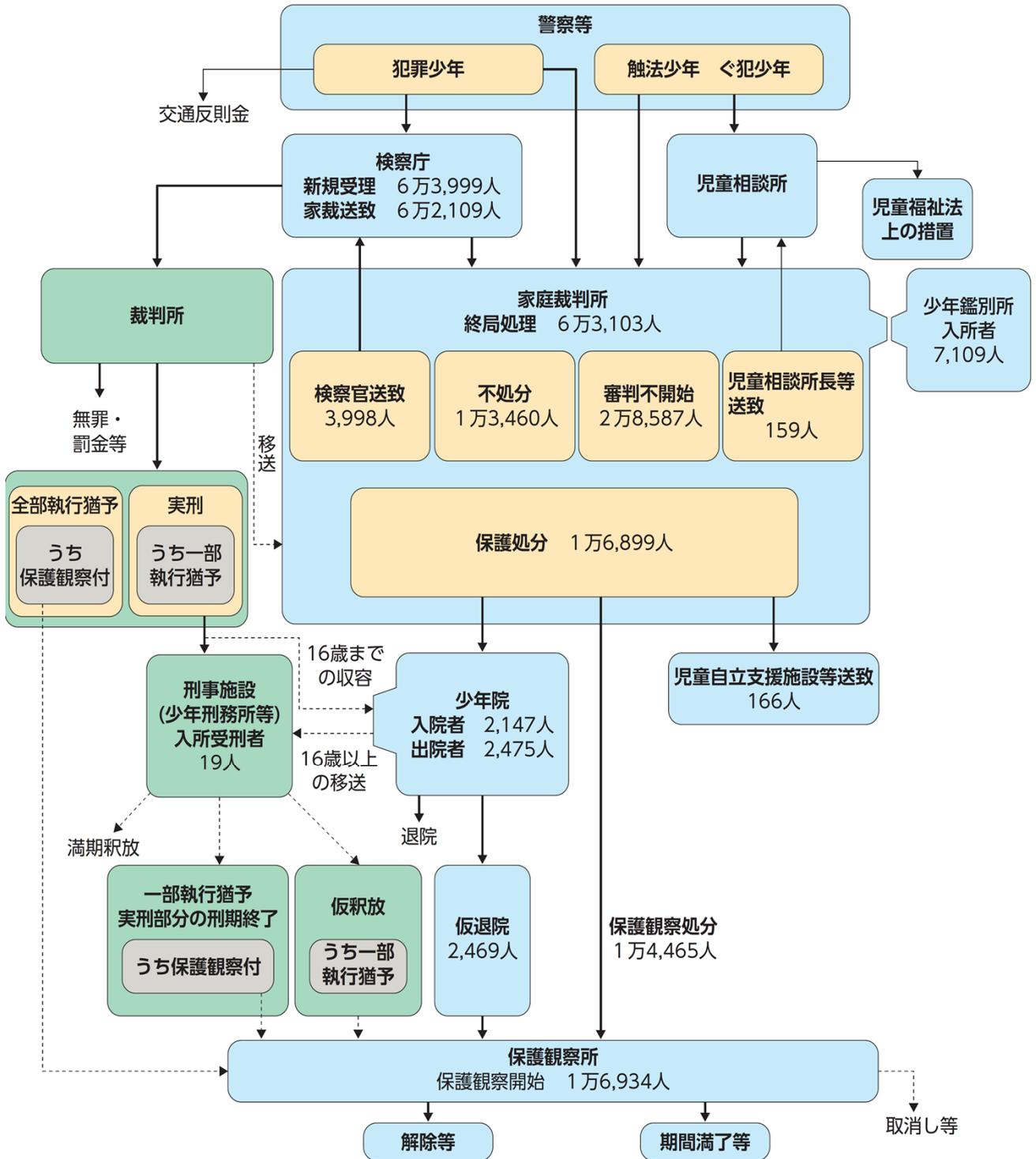
- ・ 裁判確定人員 前年比6.6%減 (10年間でおおむね半減)
- ・ 裁判員裁判 第一審判決人員 966人
- ・ 全部執行猶予者の保護観察率 8.0% (前年比0.9pt低下)

〔矯正・更生保護〕

- ・ 入所受刑者 前年比5.5%減 (平成19年から11年連続で減少。戦後最少を更新)
- ・ 刑事施設の年末収容人員 4万6,702人 (受刑者, 前年末比4.7%減)
収容率(既決) 66.9% (前年末比2.6pt低下) 女性は, 80.8%
- ・ 仮釈放率 58.0% (前年比0.1pt上昇) 平成23年から7年連続で上昇

非行少年処遇の概要

(平成29年)



〔検挙人員〕

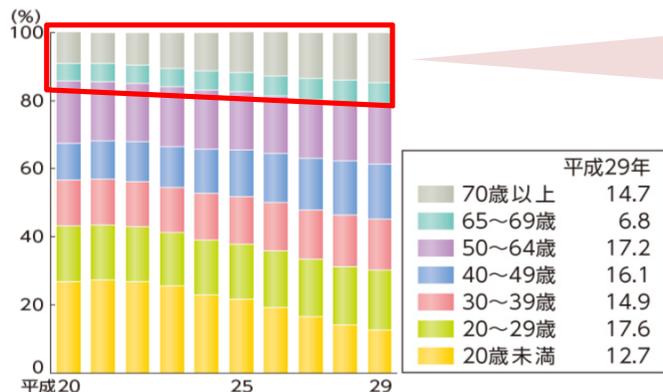
- ・ **刑法犯** 3万5,108人 (前年比12.5%減, 平成16年から14年連続で減少)
窃盗 2万1,340人, 殺人 51人
人口比では, 成人の約1.7倍と高率
- ・ **特別法犯** 5,041人 (前年比4.7%減, 平成24年から6年連続で減少)
薬物犯罪は減少傾向であるが大麻取締法 (292人) は **4年連続で増加**

〔少年院入院者〕 2,147人 (前年比16.2%減, 平成13年から減少傾向) うち女子148人
年少 (15歳以下) 11.8% 中間 (16・17歳) 37.7%
年長 (18歳以上) 50.5%

特集 進む高齢化と犯罪

刑法犯検挙人員に占める高齢比率の上昇

※高齢(65歳以上)



- ・高齢者の割合**21.5%**
(各年齢層で最も高いが、人口増加の影響大)
- ・70歳以上の占める割合が**顕著に上昇**
(平成10年2.1%→29年14.7%)

【参考】
総人口に占める高齢者人口の割合
70歳以上 20.7%
65歳以上 28.1%
(総務省統計局の人口資料による)

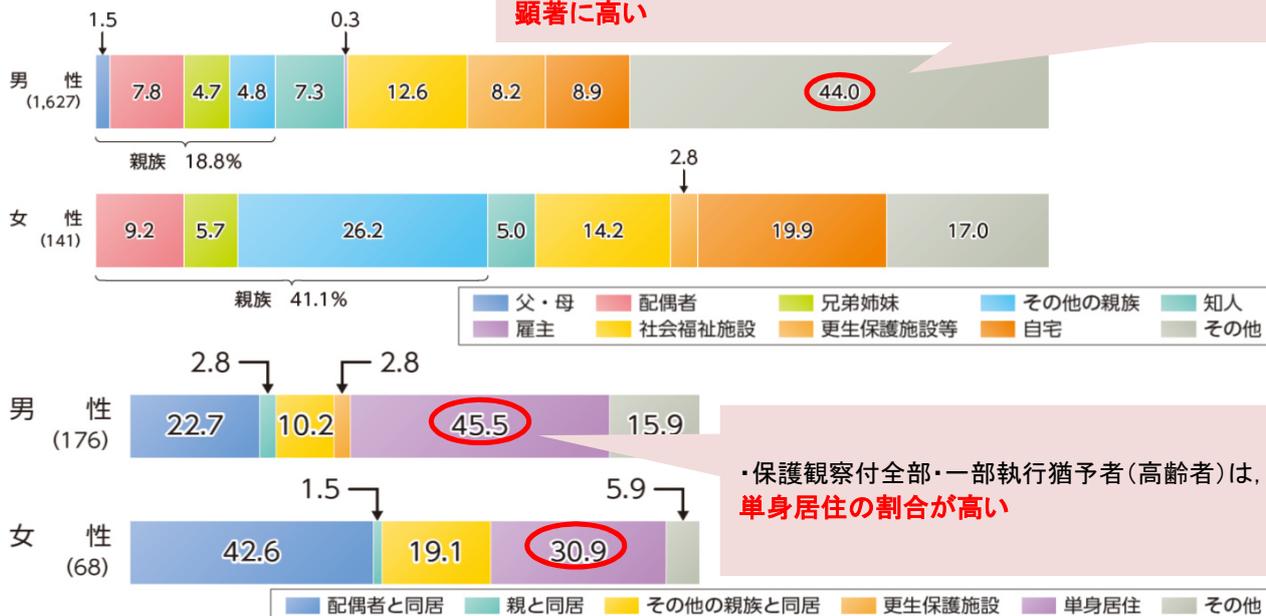
高齢の刑法犯検挙人員に占める窃盗の多さ

・高齢者は、いずれの年齢層でも**窃盗が過半数**を超えた
(非高齢者総数では45.0%)



不安定な生活環境

・満期釈放等の高齢者は、**帰住先が「その他(不明、暴力団関係者等である者)」の割合が顕著に高い**

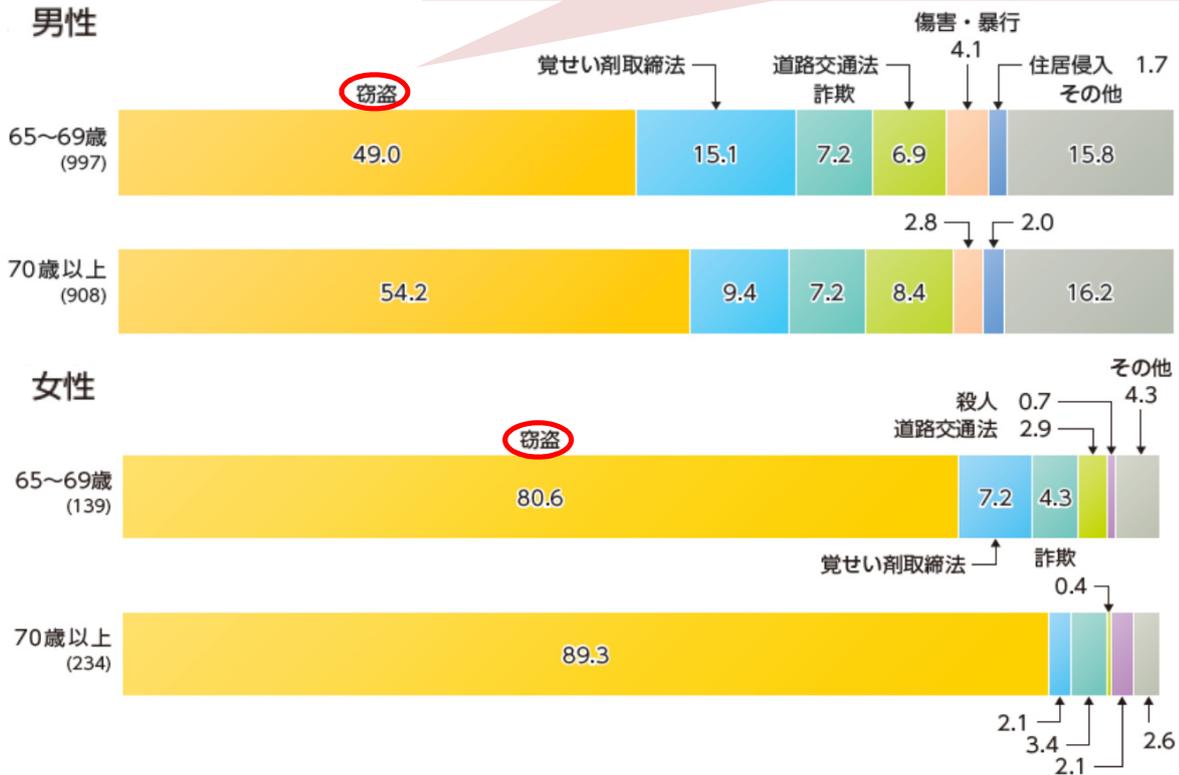


・保護観察付全部・一部執行猶予者(高齢者)は、**単身居住の割合が高い**

・高齢の全部執行猶予者の**保護観察率**は、非高齢の全部執行猶予者と比べて過去10年間**一貫して低い**

高齢受刑者の特徴

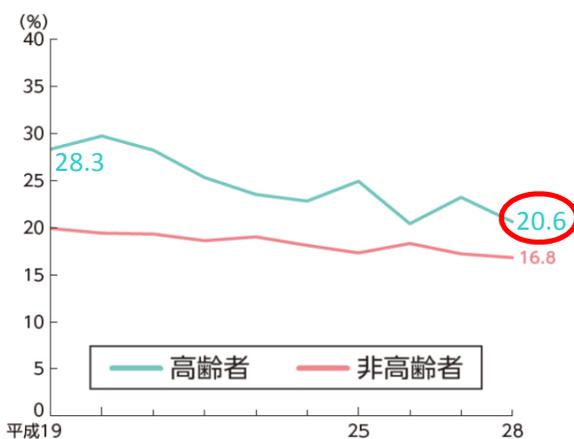
- ・窃盗の割合が著しく高く、女性においてより顕著
- ・男女共に、65～69歳よりも70歳以上の方が窃盗の割合が高い



認知症傾向のある受刑者の比率

年齢層				
60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上
6.5%	10.2%	21.6%	25.6%	28.6%

- ・65歳以上の受刑者の6人に1人は**認知症疑い**



- ・高齢受刑者(H28出所)の2年以内再入率**20.6%**
- ・非高齢者に比べて一貫して高い

刑事施設における取組

- ・矯正管区基幹施設8庁で**認知症の早期診断を実施**(平成30年度から)
- ・**社会復帰支援指導プログラム**を全国で実施(平成29年度から)
- ・社会福祉士、介護福祉士等の配置を促進
- ⇨多くの刑事施設が老朽化、バリアフリー化が進んでいないなどの課題も

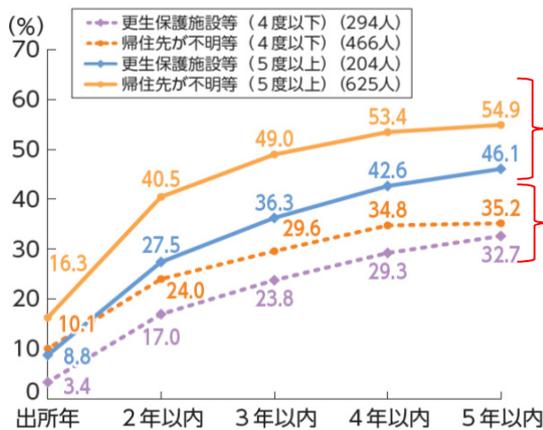
福祉的支援の進展

出口支援（特別調整と更生保護施設）

- ・特別調整※の終結人員 **増加傾向**（高齢者では、平成29年度は23年度の**2.0倍**）
- ・特別調整及び出所・出院後の調整も含め、**9割以上**が、最終的に福祉施設等で受入れ

※特別調整：法務省と厚生労働省が連携し、高齢又は障害があり、適切な住居のない受刑者等の福祉施設等での受入れを調整する施策（平成21年度から開始）

- ・特別調整対象者は辞退者に比べ**再犯が少ない**



・出所時の帰住先が「**更生保護施設等**」は、「帰住先が不明等」に比べて**再入率が低い**

【更生保護施設に関する実情】

- ・高齢者の退所先の確保や、就職の難しさ、認知機能の低下等に苦慮
- ・指定更生保護施設の特別処遇対象者人員は増加傾向

起訴猶予者等に対する入口支援

- ・検察庁における再犯防止・社会復帰支援のための担当職員配置
- ・一部の地方検察庁における社会福祉アドバイザーの採用、福祉・医療関係機関との調整
- ・公判における求刑での保護観察付全部執行猶予への言及

- ・検察庁と保護観察所が連携した起訴猶予者に対する更生緊急保護の重点実施等の試行
⇒試行対象者の**大半が就労や福祉サービスの受給を実現**
- ・**地方公共団体等との連携による入口支援**を全国で開始（平成30年度から）

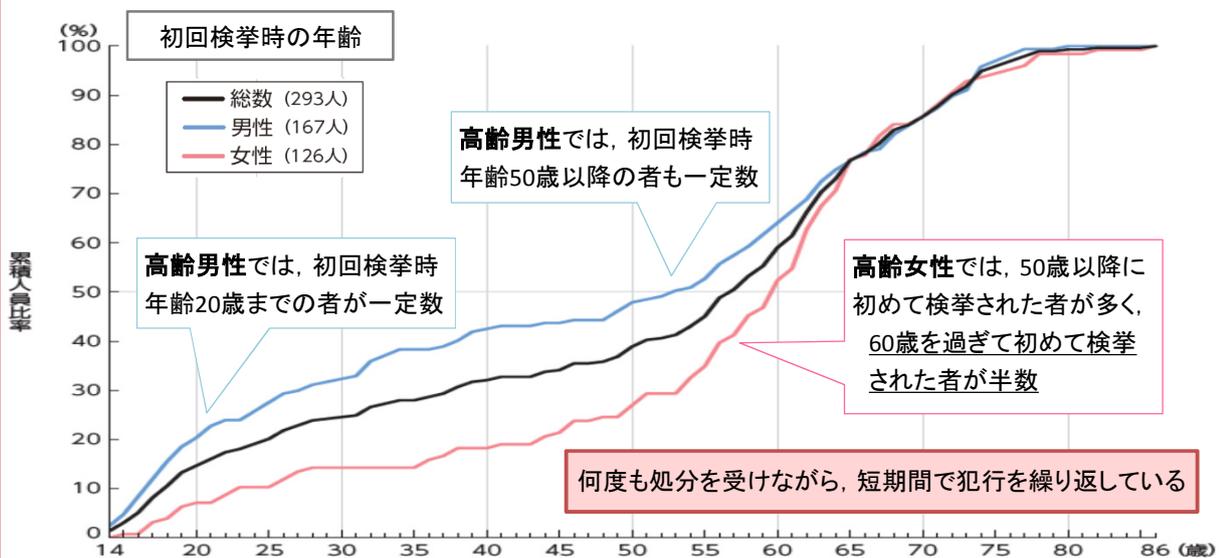


- ・H23.6に窃盗により有罪の裁判が確定した高齢者354人，非高齢者2,067人を調査
- ・高齢群では，主たる犯行手口の**85.0%は万引き**（非高齢群では52.4%）

【高齢万引き事犯者の特徴】

- ・約7割が**食料品**を窃取（非高齢群では約4割）
 窃取物品の金額は千円未満が約4割，3千円未満が約7割（非高齢群ではそれぞれ約2割，約5割），
普段から買い物をする店で万引き（同じ店舗で検挙されたことがある者も約1割），
 動機は「**節約**」が多い（高齢女性の約8割，高齢男性の半数超）
- ・**生活困窮者**は一定数いるが（動機「生活困窮」は高齢男性の4人に1人），非高齢群と比べて少ない
 高齢群の約9割に安定収入あり，収入源は約6割が年金受給，生活保護受給は1割強

【前科状況】 高齢男性の約8割，高齢女性の約6割は**罰金以上の前科**あり。前科・前歴のない者はごく少数



【科刑状況】 約半数が罰金。非高齢群と比べて，罰金・単純執行猶予の割合が高い※
 ※なお，有罪判決にも至らない微罪，起訴猶予者は更に多い

矯正・保護の処遇を受ける者は限られる

【再犯状況】

罰金処分から**約2年**間で，
 高齢男性の18.6%，高齢女性の**34.2%**が**再犯**



課題と対策

- ・高齢万引き事犯者は何度も処分を受けながら犯行を繰り返しているが，矯正・保護の処遇を受ける者は限られる
 ⇒ **有効な働き掛けを模索し，入口支援等で実施。必要な者には積極的に保護観察を求める**
- ・頼るべき者のいない生活困窮者の存在（高齢男性）
 ⇒ **福祉的支援につなげる（入口支援，特別調整）**
- ・更生に資する環境がありながら再犯する者の存在（高齢女性）
 ⇒ **専門家による問題の解明・専門的な指導（保護観察所・少年鑑別所の活用）**

・H28に殺人等により有罪の宣告を受けて確定した高齢者82人、非高齢者282人を調査

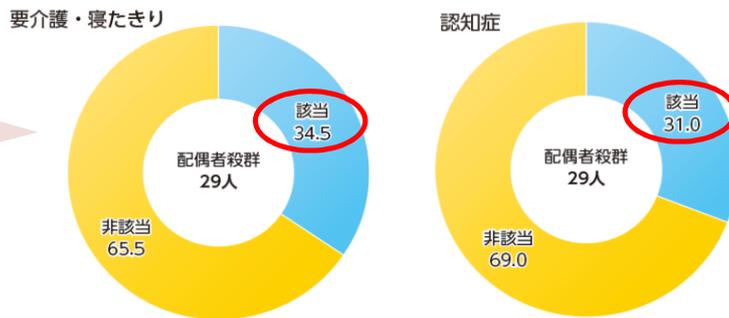
高齢群では、**親族殺が約7割**(非高齢群は約4割)



【高齢・配偶者殺群の特徴】
・被害者が**精神・身体**の障害等を有する割合が**約5割**



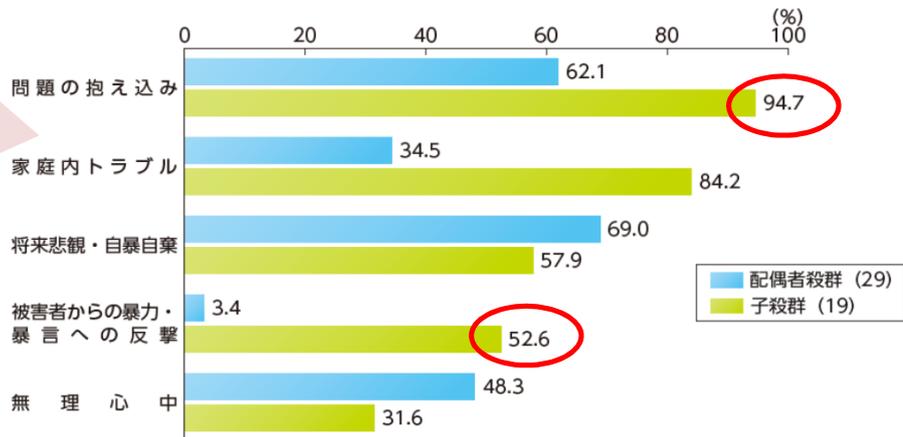
【高齢・配偶者殺群の特徴】
・**要介護・寝たきり**/**認知症**の状態にある割合が**約3割**



【高齢・子殺し群の特徴】
・被害者が**精神の障害**を有する割合が**約9割**



【高齢・子殺し群の特徴】
・動機・背景は、約9割に**問題の抱え込み**があり、過半数に被害者(子)からの**暴力・暴言への反撃**がある



・高齢の親を殺害した子のうち、精神的健康問題(統合失調症、発達障害等)のある者は約7割

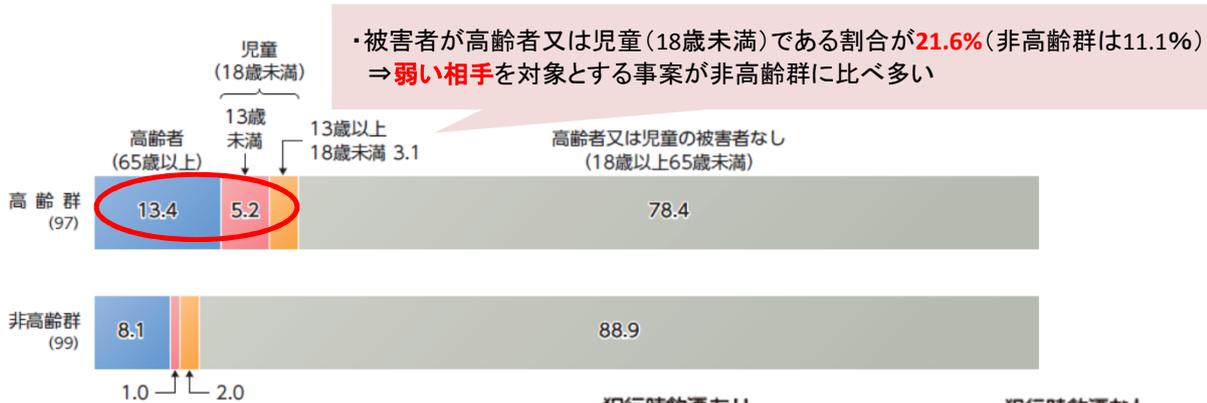
課題と対策

- ・要介護・寝たきり、認知症を含む精神・身体に障害を有する配偶者に対する殺人の防止
⇒**実情を共有することなどにより地域の福祉・医療の協力を要請**
- ・子に精神の障害があり、問題を抱え込む高齢者に係る家庭内殺人(子殺し、親殺し)の防止
⇒**少年鑑別所の地域援助等専門的知見を有する機関の活用**

・H28に傷害又は暴行を含む罪で東京地検又は区検に受理され、有罪の判決又は略式命令がなされた高齢者97人(比較対照群として、同条件の非高齢者から無作為に抽出した99人)を調査

・犯行動機・背景としては、「かつとなって」、「恨み・不満」が多く、いずれも高齢群においてより高い【高齢群の特徴(以下、同様)】

・凶器使用が少なく、**犯行の計画性ありの者は一人もいなかった**
⇒その場の怒りに駆られ衝動的に暴力に及んでいる者が多い

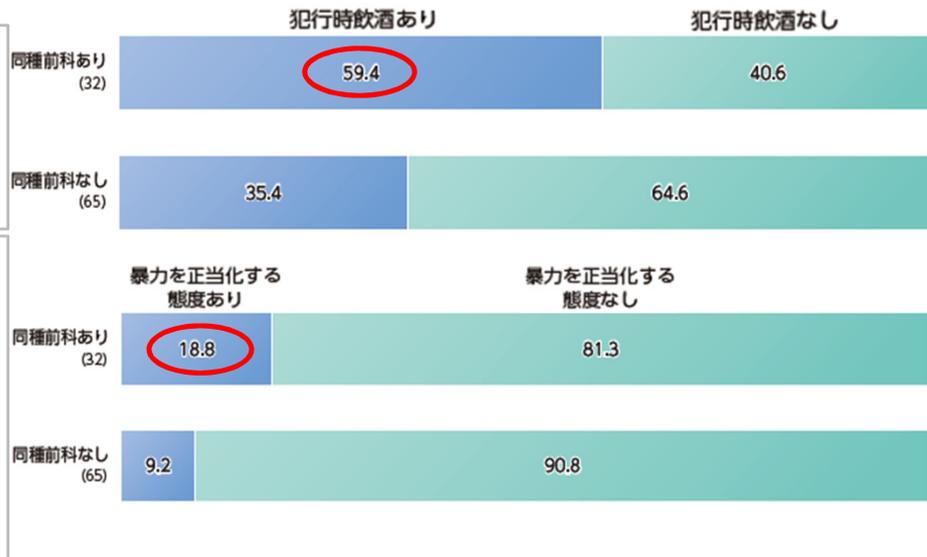


同種前科を有する者は、犯行時に飲酒していた者や暴力を正当化する態度のある者の割合が高い

⇒**粗暴な犯罪を繰り返す者特有の問題性を有する高齢者が一定数存在**

犯行時の飲酒

暴力を正当化する態度



・同種前科を有する者は、**単身居住かつ無職、家族・知人等とも交流のない状態の者が約4割**を占める一方、**裁判内容は罰金又は単純全部執行猶予が8割以上**を占める

課題と対策

・問題性を有する高齢者でも、**親族等の監督や保護観察等による支援・指導がない者**が存在
⇒傷害・暴行の同種前科を有する高齢者に対しては、**問題性に**応じ、暴力をふるわない方法の習得等に**有効な働き掛けの在り方を検討**
⇒起訴猶予や罰金処分の際に、本人の希望に応じ、アルコール依存者に対する民間支援団体の**情報提供**、保護観察下の指導が有効と考えられるときは、求刑において積極的に**保護観察付執行猶予を求める**ことも再犯防止に資する

提言

・**福祉的支援**を引き続き**継続・発展**させることが必要
・福祉的支援や専門家による指導等、高齢者の特性に応じた**多様な対応が必要**であり、その実施のためには、**個別かつ的確なアセスメント**を可能とする職員の**専門性向上**が求められる